

議第38号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、京都市中京青少年活動センターのスポーツルームの開所時間は、月曜日及び金曜日の午後6時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

第6条中「青少年活動センター」を「別表第2に掲げる施設」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設（音楽スタジオ、トレーニングルーム及び付属設備を除く。）を13歳以上23歳未満の者（使用しようとする日の属する年度中に13歳に達する者を含む。以下同じ。）又は団体（使用しようとする者の総数の10分の8以上が13歳以上23歳未満の者であるものに限る。）が使用するとき、使用料を徴収しない。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第8条関係)

区 分		単 位	使 用 料		
			青少年等	その他のもの	
京都市北 青少年活 動セン ター	多 目 的 ホ ー ル		900 ^円	1,900 ^円	
	中 会 議 室		600	1,200	
	小 会 議 室		400	800	
	和 室		600	1,200	
	レ ッ ス ン ス タ ジ オ A		600	1,300	
	レ ッ ス ン ス タ ジ オ B		400	800	
	グ ル ー プ 活 動 室		600	1,200	
	料 理 室		800	1,600	
	音 楽 ス タ ジ オ		700	1,500	
京都市中 京青少 年活 動セン ター	大 会 議 室		1,500	3,100	
	中 会 議 室		600	1,200	
	小会議室A及び小会議室B		400	800	
	和 室		600	1,200	
	レ ッ ス ン ス タ ジ オ		600	1,300	
	ピ ア ノ 室		200	400	
	スポー ツル ーム	全 面 使 用	夜間A	5,200	10,400
			夜間B		
		半 面 使 用	夜間A	2,600	5,200
			夜間B		
音 楽 ス タ ジ オ		1室につき1時間	700	1,500	
ト レ ー ニ ン グ ル ーム		1人につき1回	300	600	
京都市東 山青少 年活 動セン ター	ミーティングルームA及び ミーティングルームB		600	1,200	
	ミーティングルームC		200	400	
	和 室		600	1,200	
	レ ッ ス ン ス タ ジ オ		600	1,300	
	創 造 活 動 室		1,500	3,100	
	創 造 工 作 室		工作台1台につき 1時間	300	600
	音 楽 ス タ ジ オ		1室につき1時間	700	1,500
	付 属 設 備		別に定める。		

京都市山科青少年活動センター	大会議室	1室につき1時間	600	1,200
	中会議室		400	800
	小会議室		200	400
	和室		600	1,200
	料理室		800	1,600
	スポーツルーム		800	1,600
	屋外テニスコート	1面につき1時間	900	1,800
京都市下京青少年活動センター	大会議室	1室につき1時間	600	1,200
	中会議室		400	800
	小会議室		200	400
	和室		600	1,200
	スポーツルーム		800	1,600
	トレーニングルーム	1人につき1回	300	600
京都市南青少年活動センター	大会議室	1室につき1時間	600	1,200
	中会議室		400	800
	多目的室		200	400
	和室		600	1,200
	料理室		800	1,600
	スポーツルーム		800	1,600
	屋外テニスコート	1面につき1時間	900	1,800
京都市伏見青少年活動センター	小会議室A及び小会議室B	1室につき1時間	200	400
	和室		600	1,200
	料理室		800	1,600
	スポーツルームA及びスポーツルームB		800	1,600

備考1 「青少年等」とは、第5条第1号から第3号までに掲げるものをいう。

2 「夜間A」とは午後6時から午後7時30分までを、「夜間B」とは午後7時30分から午後9時までをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例に

よる。

提案理由

使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。